## 沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館学生購入希望図書資料等選定基準

令和4年3月25日 沖芸大基準第6号

(趣旨)

第1条 この基準は、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館図書資料選定基準(令和3年沖芸大基準第5号。以下「選定基準」という。)第3条第10号に基づき、学生が図書館に備え付ける資料として購入を希望する図書資料等の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 購入希望を申請できる者は、本学の大学院生、学部生、研究生、委託生、科目等 履修生、特別研究学生及び特別聴講学生(以下「学生」という。)とする。

(購入希望可能図書資料等)

第3条 学生が購入希望申請することのできる図書資料等は、選定基準第3条第1号から 9号に定めるもののうち、第4条第1号に該当しない資料とする。

(購入不可能図書資料等)

- 第4条 学生が購入希望申請を行うことができない図書資料等は、以下のとおりとする。
  - (1) 選定基準第3条第1号から9号に定めるもののうち、以下に該当するもの。
    - ア 購入価格が税込1、000円以下のもの
    - イ 購入価格が税込50,000円以上のもの
    - ウ バックナンバーを含む定期刊行物
    - エ 本学に関連のない、専門的なもの
  - (2) 選定基準第4条に定めるもの。

(選定方法)

- 第5条 学生購入希望図書資料等の選定方法は、以下に定めるとおりとする。
  - (1) 以下の全てに該当する場合は、附属図書・芸術資料館長が専決することができる。 ア 購入価格が税込み10,000円未満の場合
    - イ 同年度において1人2点以内の購入希望の場合
  - (2) 学生から購入希望があった図書資料等のうち、以下のいずれかに該当する場合は、附属図書・芸術資料館運営委員会図書等選定ワーキングチーム会議及び沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館運営委員会において審議を諮り、選定の可否を決定する。
    - ア 税込み価格が10,000円以上の購入希望がある場合
    - イ 大学図書館の蔵書として適切かどうか疑問がある場合
    - ウ 附属図書館以外の本学の機関が所蔵している場合
    - エ 発行が次年度にまたがる叢書類の継続資料の購入希望がある場合
    - オ 同年度において、1人が10,000円未満の資料の購入を3点以上申請した場合

附 則(令和4年3月25日館長決裁)

この基準は、令和4年3月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。